

平成28年第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成28年2月18日（木）14時00分から15時53分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、住吉徳彦、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 川添弘人、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 木原茂、
財務課長 後藤和孝、文化財保護課長 赤司善彦、企画調整課長 日高公德、
教職員課長 原田靖、施設課長 平川真一、高校教育課長 中島良博、
義務教育課長 相原康人、人権・同和教育課長 高田裕康、
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

2名

7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（2）及び第8号議案「県費負担教職員の人事について」は、久保田委員から人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）協議

- ・平成28年度「福岡県教育施策実施計画」の策定について

日高企画調整課長から、福岡県教育施策実施計画は、福岡県総合計画における教育分野について、本県の教育振興基本計画として位置付けた上で、

教育委員会所管分野に係る各年度の実施計画として策定しているものであること、平成28年度版の策定にあたっては、前年度の方針及び構成を基本として、国及び県の動向に合わせた修正を加えるとともに、教育大綱及び福岡県学校教育振興プランの内容を反映させる旨の説明があり、本日の協議の内容等を踏まえ、次回教育委員会会議において最終的な議案として提出したい旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、体を楽しく動かすことは体力向上のために非常に大切であり、「1校1取組」運動をはじめとする体制作りや、教員の体育の指導力向上に取り組んでほしい旨の意見があった。

次いで、住吉委員から、福岡県の文化財の広報活動の現状について質問があった。

これに対して、赤司文化財保護課長から、商工部観光振興課と話し合い、ともに事業の組み立てや、冊子の書き直しを含めた発行ができないか考えている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、日本が観光立国を目指している現在、本県も観光立県として本県の文化財を広く知ってもらえるよう広報に積極的に取り組む必要がある旨の意見があった。

次いで、奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては、次回の教育委員会会議において、議案として審議することとなった。

(2) 報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について（平成28年度当初予算）

後藤財務課長から、平成28年2月定例県議会に提案される平成28年度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、再任用が増加している現状において年齢構成に偏りは生じないのかと質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、将来的な年齢構成を考慮して任用しており、新採用者を極端に抑制する状況は今のところないと考えている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、「久留米スポーツセンター体育館等改築費」の事業内容について質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、基本的には現在の建物を解体し建て替えること、また、平成28年度は解体が一部残るほかは改築に着手する

こととなり、当初予算のうち25億円余は改築に係るものである旨の説明があった。

次いで、奥田委員長から、「チーム学校推進費」における生徒指導上の諸問題に対応する専門スタッフの配置の内容について質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、スクールソーシャルワーカーについては、3中学校区に各3名を週3日程度の非常勤の形態で配置すること、また、警察OBについては、3中学校区に各1名を週2日程度の非常勤の形態で配置する旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

- ・ 条例の提案に対する意見の申出について

原田教職員課長から、平成28年2月定例県議会に提案する「福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」及び「福岡県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これらの条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の降給に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、降給の定義について、降給は、降格及び降号の2種類とし、降格とは、職員の意に反して、職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること、降号とは、職員の意に反して同一の職務の級の下位の号級に変更することと定めていること、次に降給の事由について、降格は、勤務実績が良くないと認められる場合、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合、その他適格性を欠く場合に行い、降号は、勤務実績が良くないものの、職務の級に分類されている職務を遂行することが可能な場合におこなうこととしている旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校現場で教員が政治的な問題を起こした場合の処分について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、そのような案件は、地方公務員法の政治的行為の制限に違反した活動に該当し、懲戒処分の対象になると考える旨の説明があった。

次いで、久保田委員から、本県の降給の事例について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、降給の判断は非常に難しく、本県ではこれまで降給の事由について条例で定めておらず事例もないが、今後

は、具体的な事例に即して検討する必要があることなどの説明があった。

次いで、住吉委員から、本改正に伴う降給と指導力不足を改善するための研修との関係について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、今後もまずは、研修や異動等により改善を図り、改善がみられない場合、降給の検討になると考えている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、かねてから議論されている人事評価の給与への反映と本改正条例の関係について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、人事評価の給与への反映については、全ての職員が対象となる予定だが、その制度設計がまだ明確になっていないため、今後、本改正条例とどのように連動していくのか検討していくことになる旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、難しい問題も含まれていると思うが、今後、条例に基づき的確に実施する必要がある旨の意見があった。

次いで、奥田委員長から、本改正により、指導等を行ったにも関わらず改善されないという状態が、より明確になったということなのかとの質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、降格及び降号の事由である「学校職員の勤務実態が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合」の「人事委員会が定める措置」については、人事委員会が検討中であり、今後より明確になると思われ、県教育委員会としても懲戒処分との関係等も含めて考えていく必要がある旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

引き続き、原田教職員課長から、平成28年2月定例県議会に提案する「福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これらの条例案は、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえた平成28年1月26日付けの人事委員会勧告に鑑み、級別標準職務表及び給料表の見直し等を行うほか、所要の規定の整備を行うものであり、改正の概要は、級別標準職務表及び行政職給料表について、現行の給与水準を維持した上で、役職と給料表の級を「一対一の対応」にするとともに、給料表の級を10級構成から9級構成へ再編するものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、これまでの困難な業務を処理する者への対応について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、困難な業務を処理することに伴い、号給を上げていく対応はこれまでと変わっていない旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、本改正に伴う給与の額の見直しについての質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、級別標準職務及び給料表について、県民により分かりやすいものにするために見直すよう勧告があったものであり、今回、額の見直しは行っていない旨の説明があった。

次いで、久保田委員から、特別な昇給の制度の動向について質問があった。

これに対して、城戸教育長から、現在、人事評価制度が過渡的な形で進んでいるが、まず、勤勉手当の率を変えていこうという動きになっており、特別な昇給については次の課題になると考えている旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

引き続き、原田教職員課長から、平成28年2月定例県議会に提案する「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

本条例案は、県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、平成28年度の学校種別毎の職員の定数を改めるものであり、具体的には、県立中・高等学校及び中等教育学校では、高等学校の学級数の増減に伴う教員等の減及び現業職員の配置基準の見直し等により、定数が6,310人で、32人の減員、特別支援学校では、児童生徒数の増減に伴う学級数の増加により、定数が1,809人で、12人の増員、市町村立小・中学校では、児童数の増加や国の定数改善等により、定数が26,393人で、37人の増員、市町村立特別支援学校では、学校の統廃合や学級数の増減により、定数が1,631人で、19人の減員となっている旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、平成28年度の加配定数の状況について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、加配定数については、平成27年度と比較して、小学校では20名の増、中学校では12名の増となっている旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

(3) 議事

- ・第4号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

原田教職員課長から、義務教育学校の創設に関する「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布されること、「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」が公布され、教員免許状更新講習の内容について従来の必修領域及び選択領域に加え選択必修領域が導入されること、及び福岡県県立学校教育マイスター表彰が創設されることに伴い、必要な規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、教育マイスター表彰と従来の優秀教職員表彰の違いについて質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、優秀教職員表彰が非常に優秀な学校教育活動を行っているというところで表彰するのに対し、教育マイスター表彰は、一芸に秀でた人を表彰するものであり、本年度は8人の教諭、養護教諭及び実習助手が表彰の対象となっている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、教育マイスター表彰を受けることにより、免許状更新講習の受講免除者となるほかに、給料面での優遇等はないのか、また、指導主事との役割の違いについて質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、まず給料について、人事評価制度により、今後、優遇される可能性は高くなると考えている。また、指導主事との役割の違いについて、指導主事があくまで行政的な観点から県教育委員会として指導を行うのに対して、マイスター表彰の受賞者は、現場の知識を他の学校にも教えるものと考えており、両者がそれぞれの立場で取り組むことにより、学校現場をより一層良くしていけるものと考えている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、このような制度は是非活用し、教育内容を高めるために、学校現場の教員の努力に報いる体制を構築することが大切である旨の意見があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第4号議案は原案どおり可決された。

- ・第5号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

原田教職員課長から、離島や山間地に所在するへき地等学校の指定については、へき地教育振興法施行規則によりおおむね6年ごとに見直しを行

うこととされている。この規定に基づき、へき地等学校をとりまく諸条件の変化について調査した結果に基づき、へき地等学校の指定見直し指定替えを行うことに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、級地区分により国の補助金額に差があるのかとの質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、職員へのへき地手当については、級地区分により差があるが、国が対象の市町村に行く、例えば、スクールバスの購入補助や寄宿舎の整備補助等は、級地区分に関係なく、へき地指定の市町村へ国が補助するものである旨の説明があった。

また、清家委員より、へき地等に指定する際の基準について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、点数制度であり、例えば、駅や病院、高等学校、市の中心地までの距離等、様々な事項を点数化し決定するものである旨の説明があった。

次いで、住吉委員より、同じ小中一貫教育を実施する学校で改正内容が異なることについて質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、伊良原小学校及び伊良原中学校の級地区分が上がった主な理由は、遠距離通学の児童生徒が増えたことであり、一方、東峰小学校及び東峰中学校の級地区分が下がった主な理由は、教育委員会の移転により、学校との距離が近くなったことであり、同じ小中一貫校ではあるが、それぞれ状況が違う旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第5号議案は原案どおり可決された。

・第6号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則の制定について

日高企画調整課長から、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする新たな学校の種類である義務教育学校が創設されたことに伴い、学校の種類を規定している教育委員会規則において、義務教育学校を小学校や中学校と同等に取り扱うこととするための規定の整理を行うとともに、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、義務教育学校の設置の申し出があった市町村の状況について質問があった。

これに対して、日高企画調整課長から、文部科学省が調査を行っているところであり、現時点ではわからない旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第6号議案は原案どおり可決

された。

- ・第7号議案 福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

相原義務教育課長から、県立特別支援学校の入学許可に係る報告様式等の変更に伴い、所要の改正を行う旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第6号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、奥田委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(4) 協議

- ・県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

(5) 議事

- ・第8号議案 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第8号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時53分閉会した。